

横浜市崖地防災対策工事助成金交付要綱

制 定 平成 19 年 3 月 28 日 まち企第 453 号（副市長決裁）
最近改正 令和 6 年 3 月 29 日 建建防第 3826 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、崖崩れの発生が予想される崖又は人工崖（以下「崖等」という。）や崖崩れが発生し二次災害の危険性が予想される崖等に対し、所有者等が防災を目的とした対策工事を行うために、必要となる費用の一部を助成することにより、市民の生命・身体を守り、安全で災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

2 対策工事にかかる費用への助成については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 崖 宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「宅造法施行令」という。）第 1 条第 2 項で規定されるものをいう。
- (2) 人工崖 擁壁の設置及び切土等の人の手が加えられた崖（高さ 1.5 メートル程度のすそ切り及び崖面に殆ど手を加えずに設置した簡易な工作物は除く。）をいう。
- (3) 崖地 崖等を含む土地とする。
- (4) 崖崩れ 崖等における土砂の流出又は崩壊をいう。
- (5) 所有者等 崖地の所有者若しくは占有者等又は崖が崩れた場合、被害を受ける崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等をいう。
- (6) 防災対策工事 所有者等が行う崖崩れ災害を未然に防ぐ工事又は崖崩れ発生箇所の工事で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「宅造法」という。）に定める基準に適合した擁壁工事、切土若しくは盛土工事又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号以下「土砂法」という。）により指定された土砂災害警戒区域若しくは土砂災害特別警戒区域の全部若しくは一部の解除ができる法枠工事等をいう。
- (7) 崖等の高さ 崖等の下端（地盤面）から上端までの高さとし、対策工事を実施する前のものをいう。
- (8) 崖等の位置 崖等の上端又は下端の水平投影面上の位置とする。

- (9) 一連の崖等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
ア 所有者が同一である宅造法施行令第1条第4項に規定する崖等
イ 所有者が同一である連続した崖等
- (10) 被災想定家屋 崖等の下端からの水平距離が、崖等の高さの2倍以内、又は崖等の上端からの水平距離が、崖等の高さの1倍以内にある居住の用に供する建築物をいう。
- (11) 道路等 横浜市防災計画に位置付けられた避難場所等に通ずる以下に掲げる道路等をいう。
ア 道路法による道路
イ 法第42条に規定する道路及び第43条第2項に基づく空地
ウ その他これらに類するもので市長が認めるもの
- (12) 道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地 崖等の下端からの水平距離が、崖等の高さの2倍以内又は崖等の上端から水平距離が、崖等の高さ1倍以内に道路等がある崖地とする。
- (13) 交付決定 助成金の交付の決定をいう。
- (14) 即時避難指示対象区域等 土砂災害警戒情報（気象業務法（昭和27年法律第165号））の発表時に、市が住民に対して避難指示（災害対策基本法（昭和36年法律第223号））をする区域又は風水害等により、崖崩れが発生し避難指示が出された崖地（発災から2年以内に申請されたものに限る）

（助成対象地）

第3条 助成対象地は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 被災想定家屋がある崖地又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地
- (2) 地盤面からの高さが2メートルを超える崖地（道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地においては、道路面から上方1メートル又は下方2メートルを超えるもの）
- 2 道路等に面しない崖地において、助成金の交付申請時に被災想定家屋が存在しない場合及び申請後に建て替え等を行う場合は、完了報告書（第10号様式）に被災想定家屋となる新築住宅の建築工事請負契約書（写）を添付することを条件として、助成対象地とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、相当の危険性があり、対策工事が必要であると市長が認める崖地は、助成対象地とする。

（助成対象地の除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成対象地から除く。

- (1) 法第9条第1項の規定に基づく命令、宅造法第14条第1項から第3項ま

での規定に基づく監督処分又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。）第 81 条第 1 項に基づく監督処分を受けている崖地

- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）その他関係法令に違反している崖地
- (3) 人工崖で、工事施工後 20 年を経過していない崖地（相当の危険がある場合を除く。）
- (4) 本申請における対象工事が、他の助成金の交付申請を行う又は交付決定を受けた崖地
- (5) 助成申請者が自ら所有又は占有等している営利を目的とした敷地等の中にある崖地及びその敷地等に面する崖地
- (6) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した崖地

(助成申請者)

第 5 条 助成申請者（以下「申請者」という。）は、営利を目的としない個人又は法人である助成対象地の所有者等とする。なお、助成対象地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請する場合は、当該地の所有者から対策工事の施工、その後の維持管理、助成金の受領、及び要綱第 23 条の財産処分の制限について承諾を得ていることを条件とする。

- 2 助成対象地である崖地を複数の個人又は法人が所有している場合は、当該地の所有者の中から選任された代表者又は連名による申請とする。なお、代表者による申請の場合は、申請、対策工事の施工及び助成金の受領について、他の所有者全員の承諾を得るものとする。
- 3 前項にかかわらず、助成対象地において建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）が適用される場合は、第 3 条に基づく管理者を申請者とする。なお、この場合は、申請、対策工事の施工及び助成金の受領について、当該法令に基づき、集会における議決を得るものとする。
- 4 助成対象地が一連の崖等の場合は、申請は一度しか認めないものとする。ただし、助成対象地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請者となる場合（ただし、同一人の申請は一度しか認めない）又は対策工事の着手前に第 13 条第 3 項による申請の取止めを行う場合はこの限りでない。
- 5 申請者は、助成対象地を第 7 条第 1 項の規定による助成金の交付申請時に所有していることとする。ただし、次のいずれかの場合はこの限りではない。
 - (1) 崖地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等
 - (2) 相続にて取得した崖地

(助成対象工事)

第 6 条 助成を受けることのできる対策工事は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 法若しくは宅造法が定める基準に適合した高さが2メートルを超える擁壁工事（道路等に面する崖地においては、道路面から上方1メートルを超えるもの）、宅造法が定める基準に適合した擁壁の設置を要しない切土若しくは盛土工事又は土砂法により指定された区域の全部若しくは一部を解除できる法枠工事等
- (2) 前号の工事に伴い生じる付帯工事
- (3) 原則として、造成行為等の実施後に崖等の高さや位置が変わらない工事（崖崩れの防止を目的とする機能に限られたもの。）
- (4) 助成を受けようとする当該年度の市長が定める日までに助成事業の完了がなされる工事

(助成金の交付申請)

第7条 申請者は、助成金の交付を申請しようとする場合、崖地防災対策工事助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請」という。）に次の書類を添付して市長へ提出しなければならない。

- (1) 対策工事計画図面（案内図、現況図、改善計画図、構造図、構造詳細図、展開図、求積計算表等）
- (2) 法第6条1項に規定する確認を受けるものは工作物確認済証、宅造法第8条第1項に規定する許可を受けるものは許可通知書、都市計画法第29条第1項に規定する許可を受けるものは許可通知書、又は土砂法第7条第6項、若しくは第9条第8項に規定する指定の解除を受けるものは、土地形状の変更等に伴う土砂災害警戒区域等の指定の解除に関する要望書の受理通知等の写し
- (3) 第5条第1項における助成対象地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請する場合、同条第2項における所有者の中から選任された代表者が申請する場合、又は助成対象となる擁壁等が助成対象地以外の土地に設置される場合は、土地使用承諾書（第2号様式）
- (4) 第5条第3項における団体の管理者が申請する場合は、同項による集会の議決が確認できる議事録
- (5) 申請者が、この要綱に基づく助成金の手続きについて第三者に委任を行う場合は委任状（第16号様式）
- (6) 土地登記事項証明書の写し
- (7) 公図の写し（当該崖地の位置を明示したもの）
- (8) 誓約書（第3号様式）
- (9) 見積書（写）

2者以上の市内事業者から徴収した税抜き金額がわかる様式の見積書

市内事業者であることを証する書類の添付（横浜市有資格者名簿、登記簿の写し等）

(10) 現況の崖等の状況のわかる写真等

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請を行った申請者は、第9条第1項の規定

により助成金の交付決定を受ける前に、助成対象工事の実施に係る施工業者との契約締結及び工事の着手をしてはならない。

(助成金の額)

第8条 助成金の予定額は、当該年度の予算の範囲内において、助成対象工事費の3分の1以内又は助成対象となる擁壁等の垂直投影面積と市長が定める金額で算出した額のうちいづれか少ない額とし、かつ、400万円を限度とする。なお、擁壁工事における垂直投影面積の算定にあたっては、擁壁の底板上又は基礎上から背面土と擁壁が接する位置までの高さを用いるものとする。また、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。

2 助成対象地を所有者等が共同して対策工事を行う場合の助成金の予定額は、各々の負担金額の3分の1以内又は助成対象となる擁壁等の垂直投影面積と市長が定める金額で算出した額に各々の負担割合を乗じて算出した額のうちいづれか少ない額とし、かつ、各々につき400万円を限度とする。

3 前二項にかかわらず、即時避難指示対象区域等の崖地においては、前二項中の3分の1を2分の1に、400万円を600万円と読み替えることとする。

4 第1項、第2項及び第4項の助成金の予定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、第7条第1項の申請を適当と認めたときは、前条に基づき速やかに助成金の交付を決定し、崖地防災対策工事助成金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第7条第1項の申請を不適当と認めたときは、交付しないことを決定し、速やかに崖地防災対策工事助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(工事着手)

第10条 申請者は、前条第1項の交付決定通知を受けた後、助成対象工事の実施に係る施工業者と契約し、すみやかに着手届（第6号様式）に当該工事の契約書の写しを添えて市長へ提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、対策工事の施工状況に関し、申請者から報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告が、交付申請（添付書類含む）の内容と相違していると認めたときは、申請者に対し、崖地防災対策工事助成金事業内容変更報告書（第7号様式）の提出を求めるものとする。

（事業の内容変更）

第12条 申請者は、第9条第1項に定める交付決定通知後に、第7条で交付申請した内容に変更が生じる場合（工期短縮を除く）は、崖地防災対策工事助成金事業内容変更報告書（第7号様式）に変更となった内容が確認できる書類を必要に応じて添付し、市長に報告すること。その際、必要に応じて市長の指示を受けなければならない。

（申請の取止め・取下げ）

第13条 申請者は、第9条第1項及び第12条の規定による通知等（以下「交付決定通知等」という。）を受けた場合において、その内容又は付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取止めをすることができる。

2 申請者が、交付決定通知等を受けた後、自己の都合等により工事を中止する場合は、申請の取止めを行うものとする。

3 申請者は、前2項の規定により申請の取止めを行うときには、速やかに当該交付決定通知等を添付の上、取止届（第8号の1様式）を市長へ提出しなければならない。

4 前3項の規定による申請の取止めがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

5 申請者は、第9条の規定による通知を受ける前に、助成金の交付の申請取下げ（第8号の2様式）をすることができる。

（交付申請の変更）

第14条 申請者は第9条第1項による助成金の交付決定後、第12条の事業内容の変更報告を行った場合は、崖地防災対策工事助成金交付申請書（変更）（第9号様式）に必要書類を添付して市長へ提出しなければならない。

2 前項に定める交付申請の変更は第16条第1項の工事完了の報告時にあわせて行うこと。

（交付決定の変更）

第15条 市長は、前条の交付申請の変更を適当と認めたときは、第17条の崖地防災対策工事助成金額確定通知書に変更交付決定を兼ねて通知するものとする。

2 市長は、前条の交付申請の変更を不適当と認めたときは、崖地防災対策工事助成金不交付決定通知書（変更）（第11号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(工事完了の報告)

第 16 条 申請者は、対策工事が完了したときは、速やかに完了報告書（第 10 号様式）に次の書類を添付して市長へ提出しなければならない。

(1) 法第 7 条第 5 項、宅造法 13 条第 2 項、都市計画法第 36 条第 2 項の検査済証の写し、又は土砂法第 7 条第 6 項、若しくは第 9 条第 8 項の土砂災害警戒区域等の指定の解除の確認結果通知等の写し

（ただし、市長が特に必要と認めた工事を除く。）

(2) 工事写真（施工前、施工後）

(3) 工事費用の精算書（領収書（写）等）

(4) 契約書（変更）（写）（変更契約がない場合は不要）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める完了報告書の提出期限は、交付決定通知を受けた年度の市長が定める日までとする。

(助成金額の確定)

第 17 条 市長は、前条の報告を適当と認めたときは、速やかに助成金額を確定し、崖地防災対策工事助成金額確定通知書（第 12 号様式。以下「額確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 18 条 申請者は、前条に定める額確定通知の受領後に、助成金の交付を受けようとする場合、請求者として崖地防災対策工事助成金交付請求書（第 13 号様式。以下「請求書」という。）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 申請者が複数の場合については、連名で助成金の請求を行うものとする。なお、この場合は、請求書に委任状（助成金受領用）（第 14 号様式）を添付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 19 条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により対策工事の第 9 条第 1 項及び第 17 条の規定による通知を受けたとき。

(2) 第 9 条第 1 項の規定による通知書の記載事項又はこれに付した条件に反したとき。

- (3) 交付決定通知前に対策工事に着手したことが判明したとき。
- (4) 第 11 条第 2 項の市長の求めに従わないとき。
- (5) 第 12 条に基づく報告が本要綱の内容を満たさないとき。
- (6) 法又は宅造法に違反していることが明らかなとき。
- (7) 急傾斜地法その他関係法令に違反していることが明らかなとき。

2 前項の規定は、助成金を交付した後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付決定を取り消す場合、崖地防災対策工事助成金取消通知書（第 15 号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止及び一般承継)

第 20 条 第 9 条第 1 項及び第 17 条の規定による通知を受けた申請者は、決定された権利を第三者に譲渡してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、申請者が死亡した場合は、対策工事の契約を相続した個人が、助成金の承認及び決定された権利を承継することができる。
- 3 前項の規定により権利を承継し、申請者となる場合は、第 12 条の事業内容変更報告書に必要な書類を添付して市長へ提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 21 条 市長は、第 19 条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 22 条 申請者は、第 19 条の規定による交付決定の取消しを受け、前条の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 3 申請者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 23 条 助成金の交付を受けて対策工事を行った土地は、助成金交付日より 10 年間、この要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合はこの限り

ではない。

(維持管理等)

第24条 対策工事完了後の崖等の維持管理は、所有者等が適正に行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市崖地防災対策工事計画承認要綱（平成 19 年 3 月 28 日）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 建建防 4919 号）

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 建建防 4518 号）

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 建建防 3908 号）

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 建建防 3826 号）

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。